

令和6年度 保育施設利用案内

【定員・対象児童】

		施設名	定員	対象児童
保育園	公立	ひばり保育園	70	0歳児(生後6か月)から小学校就学前までで、保育を必要とする家庭の乳児または幼児
	私立	マアヤ保育園	48	0歳児(生後6か月)から2歳児までで、保育を必要とする家庭の乳児または幼児
		アートチャイルドケア 村山しょうよう保育園	100	0歳児(生後3か月)から小学校就学前までで、保育を必要とする家庭の乳児または幼児
認定こども園	公立	西郷認定こども園	45	3歳児(年度当初3歳)から小学校就学前までで、保育を必要とする家庭の幼児(保育園部分を利用する場合)と3歳児から小学校就学前までの幼児(幼稚園部分を利用する場合)
		はやま認定こども園	110	0歳児(生後6か月)から小学校就学前までで、保育を必要とする家庭の乳児または幼児(保育園部分を利用する場合)と3歳児から小学校就学前までの幼児(幼稚園部分を利用する場合)
	私立	楯岡幼稚園	140	満3歳児から小学校就学前までで、保育を必要とする家庭の幼児(保育園部分を利用する場合)と満3歳児から小学校就学前までの幼児(幼稚園部分を利用する場合)
		輝認定こども園	100	0歳児(生後3か月)から小学校就学前までで、保育を必要とする家庭の乳児または幼児(保育園部分を利用する場合)と3歳児から小学校就学前までの幼児(幼稚園部分を利用する場合)
		ふたば袖崎保育園	35	
		ふたば大高根保育園	40	
小規模	私立	たんぽぽベビーホーム	9	0歳児(生後6か月)から2歳児までで、保育を必要とする家庭の乳児または幼児

【住所・電話番号】

		施設名	住所	電話番号
保育園	公立	ひばり保育園	村山市楯岡北町2-5-56	55-2531
	私立	マアヤ保育園	村山市楯岡荒町1-6-7	55-3271
		アートチャイルドケア 村山しょうよう保育園	村山市楯岡五日町15-25	22-9481
認定こども園	公立	西郷認定こども園	村山市大字名取3332-66	55-5540
		はやま認定こども園	村山市大字長善寺1636-1	56-3445
	私立	楯岡幼稚園	村山市楯岡荒町1-6-35	55-2425
		輝認定こども園	村山市楯岡新町1-17-20	55-2409
		ふたば袖崎保育園	村山市大字土生田4717	58-2123
		ふたば大高根保育園	村山市大字富並2119-2	57-2429
小規模	私立	たんぽぽベビーホーム	村山市楯岡笛田4-1-14	55-3208

◎「保育の必要性」の認定をします◎

対象の保育施設等を利用するには、保育を必要とする認定を受けていただく必要があります。保育を受けることを希望されるすべての保護者の申請に基づいて、市が基準をもとに保育の必要性の有無や必要量を認定し、認定証を交付します。

保育の必要性の認定事由

- 1 1か月に48時間以上就労している場合。
- 2 妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合。
- 3 病気にかかり、または精神もしくは身体に障がいを持っている場合。
- 4 家庭内の親族を常に介護している場合。
- 5 求職活動中である場合。
- 6 その他、どうしてもお子さんの保育ができない場合。

保育の必要量等

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(4時間)	幼稚園(新制度移行園)・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園 小規模保育施設

2号・3号認定については、保護者の就労時間等によって利用時間が決まります。

保育標準時間・・・就労の場合は1か月120時間以上

保育短時間・・・就労の場合は1か月48時間以上

保育園・認定こども園・小規模保育施設

【役割】

保育園・小規模保育施設は、両親の就労等により保育することができない家庭の乳幼児を保育する施設です。認定こども園は、乳幼児の教育と保育を一体的に行う施設です。

【利用の優先基準】

各保育施設等において利用可能数を超える申込があった場合は、保育を必要とする程度の高いお子さんから優先的に利用決定を行います。利用の優先度は基準に基づき保育を必要とする程度や家庭状況を指数化し決定します。

【保育施設での生活】

◎利用初日から1日保育は難しい場合があり、少しずつ保育時間を延長し、その後1日保育となります。

◎私的理由により長期欠席する場合は、その期間の保育料についてはお支払いいただきます。また、その期間が2か月程度に達する場合は原則退所となります。

◎クラス編成は各施設等で決定します。年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

◎村山市在住の要件を欠いた場合は、原則退所となります。転出予定先の担当窓口で確認していただき転出先で保育施設等をお探ください。

【保育時間等】

◎ひばり保育園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時15分～16時15分
・延長保育	月～金曜日	18時15分～19時15分
	延長保育料	2,000円/月 200円/日
◎マアヤ保育園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時00分～16時00分
・延長保育	月～金曜日	18時15分～19時00分
	延長保育料	2,000円/月 200円/日
◎アートチャイルドケア村山しょうよう保育園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時15分～16時15分
・延長保育	月～金曜日	18時15分～19時15分
	延長保育料	2,000円/月 200円/日
◎西郷認定こども園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時15分～16時15分
	教育標準時間(4時間)	8時15分～12時15分 土曜日は除く
・預かり保育 (1号認定)	月～金曜日	12時15分～18時15分
	預かり保育料	3,000円/月 ※
・延長保育	月～金曜日	18時15分～19時15分
	延長保育料	2,000円/月 200円/日
◎はやま認定こども園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時15分～16時15分
	教育標準時間(4時間)	8時15分～12時15分 土曜日は除く
・預かり保育 (1号認定)	月～金曜日	12時15分～18時15分
	預かり保育料	3,000円/月 ※
・延長保育	月～金曜日	18時15分～19時15分
	延長保育料	2,000円/月 200円/日
◎楯岡幼稚園		
・月～金曜日	保育標準時間(11時間)	7時30分～18時30分
	保育短時間(8時間)	8時00分～16時00分
	教育標準時間(6時間)	9時00分～15時00分
・土曜日	保育標準時間(10時間)	7時30分～17時30分
	保育短時間(8時間)	8時00分～16時00分
・預かり保育 (1号認定)	月～金曜日	15時00分～18時30分
	預かり保育料	詳細は施設へお問合せください ※
◎輝認定こども園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時00分～16時00分
	教育標準時間(7時間)	9時00分～16時00分 土曜日は除く
・預かり保育 (1号認定)	月～金曜日	16時00分～18時15分
	預かり保育料	詳細は施設へお問合せください ※
・延長保育	月～金曜日	①18時15分～19時00分
		②18時15分～19時15分
	延長保育料	①1,500円/月(臨時延長250円/日)
		②2,000円/月(臨時延長350円/日)
◎ふたば袖崎保育園、ふたば大高根保育園		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時00分～18時00分
	保育短時間(8時間)	8時30分～16時30分
	教育標準時間(4時間)	9時00分～13時00分 土曜日は除く
・延長保育	月～金曜日	18時00分～19時00分
	延長保育料	30分毎50円(月額限度2,000円)
◎たんぼぼベビーホーム		
・月～土曜日	保育標準時間(11時間)	7時15分～18時15分
	保育短時間(8時間)	8時15分～16時15分
・延長保育	月～金曜日	18時15分～19時00分
	延長保育料	200円/日

※預かり保育料は、保育が必要な方の場合は無料となります(満3歳児は除く)

【保育料】(村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額)

階層 区分	税区分 (市民税)	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
		1号認定		2号認定		3号認定	
		3歳以上児保育料				3歳未満児保育料	
1人目半額助成は本市独自です					(上段:助成前額) 下段:助成後額		
1	生活保護法による 被保護世帯	0円				0円	0円
2	市町村民税 非課税					0円	0円
3	48,600円未満					(19,000円)	(18,700円)
						0円	0円
4	57,700円未満					(23,000円)	(22,700円)
						0円	0円
5	72,800円未満	(29,000円)	(28,600円)				
		0円	0円				
6	97,000円未満	(34,000円)	(33,500円)				
		17,000円	16,750円				
7	133,000円未満	(39,000円)	(38,400円)				
		19,500円	19,200円				
8	169,000円未満	(46,000円)	(45,300円)				
		23,000円	22,650円				
9	301,000円未満	(51,000円)	(50,200円)				
		25,500円	25,100円				
10	301,000円以上						

※税額算定に係る、旧年少扶養控除の算定は行いません。
 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、未婚の母(父)となった方で現に婚姻していない世帯について、寡婦控除が申請により適用されたものとみなします。

【支援法によるもの】

- 市町村民税非課税世帯は、支援法により第2子以降は無料とします。
- ひとり親世帯等で、世帯の市町村民税所得割合計額が、77,101円未満の世帯は、支援法により第1子は8,000円、第2子以降は無料とします。
- 世帯の市町村民税所得割合計額が57,700円未満世帯は、支援法により第2子は半額、第3子以降は無料とします。(多子世帯に係る年齢制限を撤廃)

【山形県と村山市の合同の支援によるもの】

- 第3・第4階層に属する世帯は無料とします。

【村山市独自の支援によるもの】※支援法による半額、無料措置対象外の場合

- 18歳までの子どもを判定対象に、最年長の子どもから順に1人目は半額、2人目以降は無料とします。

【申込方法】

- 申込期間 **令和5年10月2日(月)～令和5年10月20日(金)**
(新規申請) ※土曜日は受付できない施設もありますので、事前に各施設へ電話でお問合せください。

※途中入所(申込期間外)のご相談は市子育て支援課へ直接お願いします。

- 提出物 ・教育・保育給付認定申請書(新規申込用)
・就労証明書または申立書

- 提出先 **各保育園・認定こども園・小規模保育施設**

- その他 申請書や添付書類の内容(住所、就労状況、家庭状況等)に変更があった場合は、申し込んだ保育施設等へご連絡ください。内定後に申請内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。

また、申請を取り下げる場合や変更する場合も、必ず連絡してください。

※保育施設の利用開始後も住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は必要書類を保育施設等へ提出してください。

◇◆◇お問い合わせ◆◆◇

村山市子育て支援課 保育係《電話55-2111 内線163》

または、各保育園・認定こども園・小規模保育施設へ